

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和4年6月17日(金) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301会議室

2 議事の構成

農業委員 16名

出席委員	1番	松田	明久	2番	木野	浩之
	3番	永井	英男	5番	井口	喜裕
	6番	永田	勝美	7番	西村	淳子
	8番	天野	智康	9番	村松	恵美子
	10番	荻原	克夫	11番	鈴木	稔
	14番	渥美	敦子	15番	石川	智康
	16番	安間	啓一			

欠席委員	4番	石黒	正幸	12番	加藤	元章
------	----	----	----	-----	----	----

3 事務局

農政課長	1人
参事兼農地利用係統括係長	1人
課長補佐兼農業振興係長	1人
主幹兼農地整備統括係長	1人
農地利用係長	1人
農地利用係主任	1人
農地利用係主事	1人
農業経営指導マネージャー	1人

4 議 事

事務局
(木根)

それでは、ただいまから6月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長

それでは、ただいまから6月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「1番 松田明久 委員」、「3番 永井英男 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回、農地法第3条2番の議案については、鈴木稔委員が関係する案件となっております。農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する

る事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、鈴木稔委員については、退席していただきます。

＝ 鈴木稔委員退席 ＝

事務局から議案 2 番の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第 3 条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【 2 】

上山梨 []、畑、[] m²
[] から [] への所有権移転になります。

鈴木委員が退出されておりますので、事務局よりご説明いたします。
申請地は [] の農地です。今回、[] さんが横浜への移住に伴い、農地を処分したいということで所有権移転となりました。現在、申請地は [] さんという方が耕作しておりますが、農地を取得する要件を満たさず、取得しないということで、近隣で耕作をしている [] が購入するという流れになりました。取得後は季節野菜を耕作なさるといことで、現地を確認しましたが、周りの耕作者への影響もありませんので、特段問題ないと考えます。

以上説明とさせていただきます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。
お諮りいたします。

議第 25 号の 2 番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第 25 号 2 番については、承認することに決しました。

＝ 鈴木稔委員入室 ＝

次に 議第 25 号 1 番の案件について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

【1】

岡崎 []、畑、[] m²、

[] から [] への所有権移転になります。

[] さんの貸付地については、岡崎地内と山崎地内の田を []

[] さんが借り受け耕作しております。

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

荻原委員

1 番の説明をいたします。[] さんは、昨年 9 月に申請地の隣の農地を取得しており、今回申請地も取得することとなりました。特に問題はないと思われま

す。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第 25 号の 1 番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 25 号 1 番については、承認することに決しました。

次に、議第 26 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第 26 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

豊沢 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] が倉庫兼車庫敷地として、転用申請するもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

以上、計1件、畑、 [] m²でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松井委員 1番の説明をいたします。こちらの案件につきましては、始末書が添付されております。申請地は豊沢で、 [] です。すでに車庫兼倉庫として利用しており、相続により農地ということが分かり、今回は正の申請となりました。雨水は道路側溝へ流す計画となっております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

荻原委員 この場所は、周辺にかなり茶園が広がっておりますが、どうして2種農地になっているのですか。

事務局 (浜本) 山林や川で分断されていると判断しておりますので、10ha以下の集団的農地ということで、2種農地と判断しております。

事務局 (芝崎) 分断と判断するには、様々な要件があり、川等がある場合はそこで分断して集団性がないと判断する場合があります。また、県道や国道が分断要件となることもあり、農地がつながっているように見えるところでも、2種農地と判断される場合もございます。

この案件につきましては、先ほどご説明した理由により、第2種農地と判断させていただきました。

会長 その他ございますか。それでは、他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第26号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 26 号については、承認することに決しました。

次に、議第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【 1 】

豊沢 []、畑、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第 3 種農地に該当します。

【 2 】

神長 []、畑、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。

【 3 】

天神町二丁目 []、畑、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。また、申請地は平成 20 年 2 月 22 日付で自己用住宅敷地のため、転用許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【 4 】

岡崎 []、畑、[]㎡、ほか 1 筆、計 []㎡につきましては、[]ほか 1 名から[]へ賃貸借により、資材置場として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる青地農地に該当し、原則不許可となりますが、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの一時転用となります。

【 5 】

春岡 []、畑、[]㎡につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第 3 種農地に該当

します。

【6】

宇刈[]、田、[]m²につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【7】

諸井[]、田、[]m²につきましては、[]から[]ほか1名へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、準工業用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

長溝[]、田、[]m²につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計8件、田、795 m²、畑、2,243 m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松井委員

1 番の説明をいたします。[]さんから[]への所有権移転になります。申請地は豊沢で、[]となります。申請は建売住宅で、周辺も住宅地であり、排水は県道の側溝へ流す計画となっております。特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

2 番の説明をいたします。[]さんから[]さんへの所有権移転で、自己用住宅敷地のための許可申請です。申請地は、[]のところになります。周辺も住宅地であり、隣地との境には見切壁を設置し、排水等は南側道路側溝に流す計画となっております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

永井委員

3 番の説明をいたします。申請地は天神町二丁目で、[]となります。
平成20年に農地法第5条の転用の許可を受けた場所の計画変更の申請になります。[]さんから[]への所有権移転で、宅地分譲敷地にするための許可申請になります。

申請地は、[]で、周辺は既に住宅地となっております。汚水は公共下水道へ流し、雨水は東側道路側溝に流す計画となっております。

ます。特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

荻原委員 4番の説明をいたします。申請地は、[] になります。
[] ができたときに整備をして、道路のすぐ脇にあるため、資材を置いたりして使っておりまして。既に資材置場として使用していたため、まず重機等を撤去してもらった後に申請をしていただいております。
[] は、公共事業もたくさんやっておりますし、問題を起こしたこともありませんので、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

鈴木委員 5番の説明をいたします。申請地は春岡で、[] になります。
[] さんから [] さんへの使用貸借で、自己用住宅敷地とするための許可申請です。生活排水は、合併浄化槽を通じて北側の側溝へ流す予定です。周りにも影響はないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

6番の説明をいたします。申請地は、[] になります。
[] さんから [] さんへの所有権移転で、自己用住宅敷地にするための許可申請です。生活排水等については、合併浄化槽を通じて道路側溝へ流す計画です。写真を見ると、雑草地で、遠くの方は林になっていますが、申請地の周辺は住宅地となっておりますので、特に問題ないと思います。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

事務局 (芝崎) 7番の説明をいたします。申請地は、諸井になります。[] さんから [] さん夫妻への使用貸借で、自己用住宅敷地のための許可申請になっております。
[] さんが [] さんの実の娘ということで、お子さんの住宅敷地とする計画です。排水につきましては、北側に水路がございまして、そちらに排水していきますので、特に問題ないと思います。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

渥美委員 8番の説明をいたします。申請地は長溝で、[] の住宅地で、[] です。
譲渡人の [] さんは、周辺の住宅化に伴い耕作をやめるため、今回譲渡することとなりました。排水については、東側と南側に側溝がありますので、特に問題ないと思います。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

松田委員 4 番の案件について、分かりやすく説明してください。

事務局 (芝崎) こちらは、資材置場敷地のための一時転用の申請でございます。青地の畑ですので、今回のように一時的な転用であれば、転用可能であるのですが、恒久的な転用となりますと除外申請をしていただき、個別案件として申請していただく必要があります。

会長 その他ございますか。それでは、他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。
議第 27 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

会長 ご異議なしと認めます。
よって議第 27 号については、承認することに決しました。

次に、日程第 3、報第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」、報第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」。事務局から続けて報告をお願いします。

事務局 (川村) 報第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」。
農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

豊沢 []、畑、[]m² ほか 7 筆、
[]、[]、耕作目的、ほか 3 件

以上、計 4 件、[]m²でございます。

事務局 (浜本) 報第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。袋井市農業委員会会長専決規程第 2 条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和 4 年 3 月 22 日に開催されました常設審議委員会において、農地法第 5 条 1 件が許可相当とされましたので、報告いたします。
申請地は諸井 []、転用者は [] の案件になります。

会長

ありがとうございました。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人